

第1回 ニセコ町休日部活動の地域移行検討協議会

日時 令和4年(2022年) 9月16日

午後1時00分

場所 ニセコ町役場3階 町民ホール

1 教育長挨拶

2 役員選出

会 長

副会長

3 議 事

(1) 協議会設置の経緯と位置づけについて

(2) 部活動を取り巻く本町の状況について

(3) 研究協議

4 その他

(1) 今後の協議会活動について

先進地視察の実施

実施時期：令和 年 月

訪問先 ：当別町・登別市（予定）

※R3 年度地域部活動推進事業実施自治体

ニセコ町休日部活動の地域移行検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 ニセコ町立小中高等学校（以下「学校」という。）の児童生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と地域における子供たちの活動の場確保を図る観点から、学校における休日の部活動（以下「休日の部活動」という。）の地域移行に向け取り組むため、ニセコ町休日部活動の地域移行検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討協議会は、休日の部活動の地域移行に係る次に掲げる事項を検討し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 休日の部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関すること。
- (2) 地域部活動の運営方法等に関すること。
- (3) 児童生徒等及び教職員への調査に関すること。
- (4) 教職員の負担軽減に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、休日の部活動の地域移行に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討協議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、別表1に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和6年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 検討協議会の会議で協議された事項の企画、調整及び実施を図るため、検討協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 部会員は、検討協議会が推薦した者及び会長が必要と認めた者をもって充てる。
- 3 部会員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、部会員が欠けた場合における後任部会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。
- 6 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 専門部会の会議は、部会長が招集する。また、部会長が必要と認めるときは、専門部会の会議に部会員以外の者の出席を求めることができる。
- 9 部会長は、専門部会での会議の経過及び結果を検討協議会の会長に報告しなければならない。

(事務局及び庶務)

第8条 検討協議会の事務局は、町民学習課に置き、必要な庶務を処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
(会議の招集の特例)
- 2 この訓令の施行後最初の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が行う。
(訓令の失効)
- 3 この訓令は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表1(第3条関係)

学識経験者

ニセコ町体育協会の代表

ニセコ町スポーツ少年団の代表

ニセコ町スポーツ推進委員会の代表

ニセコ町立ニセコ中学校長

ニセコ町立小中学校の児童生徒の保護者の代表

ニセコ町コミュニティスクール委員会委員

ニセコ町教育委員会学校教育課長

ニセコ町教育委員会町民学習課長

その他教育委員会が必要と認めるもの

ニセコ町休日部活動の地域移行検討協議会 委員

区分	氏名	役職
学識経験者	佐久間 章	学校法人札幌国際大学 札幌国際大学スポーツ人間学部 教授
ニセコ町体育協会の代表	矢橋 健雄	体育協会長
ニセコ町スポーツ少年団の代表	若山 忠彦	少年団本部長
ニセコ町スポーツ推進委員会の代表	片岡 直人	委員会委員（バレー少年団指導者）
ニセコ町立ニセコ中学校長	佐々木 淳	
ニセコ町立小中学校の 児童生徒の保護者の代表	重森省宏	ニセコ町 PTA 連合会長
ニセコ町コミュニティスクール委員会	鈴木 恵里	
ニセコ町教育委員会学校教育課長	阿部 信幸	
ニセコ町教育委員会町民学習課長	中村 正人	
その他教育委員会が必要と認めるもの		

ニセコ町休日部活動の地域移行検討協議会設置の経緯と位置づけについて

1 スポーツ庁が目指す改革の方向性に合わせた議論

■運動部活動の地域移行に関する検討会議提言(R4.6.6 公表)

- ・ 休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本。
 - ・ 目標期間は、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度末を目途。
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）
 - ・ 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組む。その際、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する。
 - ・ 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む。
 - ・ 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進。
- ※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識

2 上記の改革の方向性を踏まえ、ニセコ町の地域事情を踏まえた議論

（1）ニセコ町内で取り組む際に、想定される課題事項の洗い出し

- ・ 現在の部活動実施状況について
→部活動内容の現況、実施段階での課題の有無、指導者視点・生徒視点からの認識などについて可視化（見える化）を進める。
- ・ スポーツ指導者に関すること
→指導者数の確保、指導者の育成方法、継続的な指導知識の習得方法、指導を希望する教員が指導継続しやすい兼業手続き
- ・ 新たなスポーツ環境運営について
→運営組織の体制（既存か新設か含む）、事務局が担う事務量、担う人材の確保など
- ・ 活動予算に関すること
→保護者が支払う部活動会費や保険料、大会登録費、出場旅費（交通手段確保）など
- ・ 大会参加方法について
→複数校合同チーム編成を行う規定や、大会参加に係る費用負担方法などのルールの確認。今後考えられる事項があるかなど。
- ・ スポーツ施設に関すること
→部活動を実施する場所の確保、学校施設の利用可能性、利用に必要なルール
必要に応じた施設設備の改修など
- ・ 部活動設置種目に関すること。
→部活動として取り組む種目設定のルール確認など

※あくまで現段階における事務局想定的事项であり、今後の協議会での議論を深めていく。

（２）課題事項を踏まえ地域での解決方策の提言

（１）の課題事項を踏まえながら、検討や議論を進めていく。

（主な視点）

- ・ニセコ町で運動部活動の休日移行を進めていくため必要な内容、解決すべき事項、その手法について議論を進める。
- ・議論の際は、生徒、保護者、学校、自治体などさまざまな視点から検討を進める。



議論を踏まえ、報告書として取りまとめ、町教育委員会へ提出する。
（令和5年度末）



最終的には、今回の部活動地域移行の議論を通じて
「ニセコ町内でスポーツ楽しみやすい環境づくり」へ繋げていく。

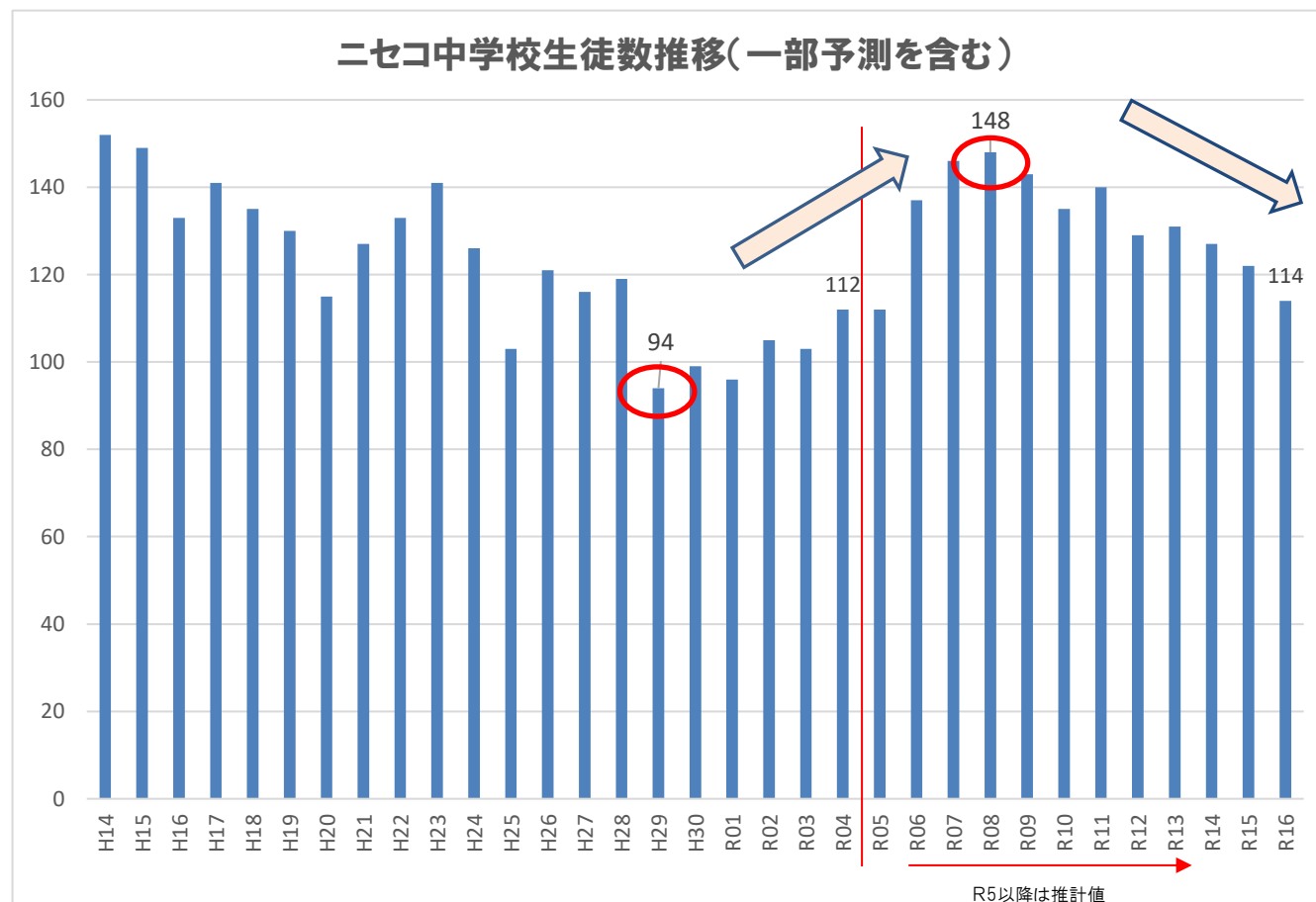
ニセコ町休日部活動の地域移行検討協議会 スケジュール(案)

年度	月	内容
R4 (2022)	8月	協議会委員委嘱
	9月	R4年度第1回協議会(役員選出、制度周知、スケジュール確認)
	10月 11月	道内視察(R3 年度道モデル事業実施の道内自治体を予定)
	2月	R4年度第2回協議会(視察報告、地域課題共有、方向性について議論 今年度の活動まとめ、次年度に向けた活動計画)
R5 (2023)	5月	第1回協議会(令和5年度の活動内容確認)
		※学校教員アンケート、保護者アンケート、先進地視察 等
	10月	第2回協議会(町内での休日部活動実施方法等について検討)
	2月	第3回協議会(活動まとめ)
	3月	協議会で議論した内容を教育委員会へ報告 委員委嘱期間満了
R6(2024)		地域での休日部活動の取り組みを推進(試行・実施)
R7(2025)		

**休日の運動部活動の地域移行に向けた
改革集中期間**

令和5年度(2023 年度)から令和7年度(2025 年度)

年	人数
平成14年度 2002	152
平成15年度 2003	149
平成16年度 2004	133
平成17年度 2005	141
平成18年度 2006	135
平成19年度 2007	130
平成20年度 2008	115
平成21年度 2009	127
平成22年度 2010	133
平成23年度 2011	141
平成24年度 2012	126
平成25年度 2013	103
平成26年度 2014	121
平成27年度 2015	116
平成28年度 2016	119
平成29年度 2017	94
平成30年度 2018	99
令和元年度 2019	96
令和2年度 2020	105
令和3年度 2021	103
令和4年度 2022	112
令和5年度 2023	112
令和6年度 2024	137
令和7年度 2025	146
令和8年度 2026	148
令和9年度 2027	143
令和10年度 2028	135
令和11年度 2029	140
令和12年度 2029	129
令和13年度 2029	131
令和14年度 2029	127
令和15年度 2029	122
令和16年度 2029	114



【ニセコ町の中学生生徒数の動向】

部活動改革の議論の理由として、少子化に伴い生徒数が減少し、持続可能な活動が難しくなることが挙げられている。

ニセコ中学生の生徒数は、平成29年度(2017年度)の94人で底を打った後、ここ数年は微増傾向にある。今後、令和8年度(2026年度)に148人まで増加を続けるが、以降、全国的なトレンドと同じく減少段階に入る想定である。

ニセコ町は、他の自治体と比較すると、児童生徒の減少スピードは緩やかではあるものの、年間出生数は微減傾向にあり、長期的には小学生の減少から数年後には中学生も減少傾向となる見込みである。

個人ニーズの多様化もあり団体チーム編成が難しい面などもあることに加え、教員の働き方改革や専門性の高い指導環境を整える面からも、他自治体と同じく、部活動改革の検討を進める必要がある。

ニセコ町スポーツ少年団加入者数

(単位:人)

少年団名称	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
柔道少年団	28	18	9	8	7	8	11	12	10	8	13
剣道少年団	17	12	8	7	7	7	12	11	8	6	3
野球少年団	23	17	14	25	22	22	27	17	12	11	16
バドミントン少年団	0	48	30	33	31	29	27	29	25	32	27
ニセコ町スキー連盟	24	31	17	21	25	36	34	32	33	21	29
バスケットボール少年団	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
陸上少年団	0	10	14	23	14	16	12	12	19	24	53
バレーボール少年団	28	15	11	10	15	19	22	20	18	23	22
サッカー少年団	20	32	38	47	48	42	36	39	42	40	35
ソフトバレー協会	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
テニス協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パークゴルフ協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フルコンタクト空手道連盟			15	17	18	23	21	16	19	20	24
計	199	183	156	191	187	202	202	188	186	185	222

※ニセコ町体育協会から少年団活動費支援費支出の算定人数にて作成。

※R4年度のスキー少年団(アルペン・クロカン)の人数は、これから把握するため、過去3年間の平均値を参考入力している。

令和4年度ニセコ中学校部活動状況

R4.9.16 ニセコ中学校長

(1) 教職員

普通学級4（1年2クラス、2、3年1クラス） 教員定員7
特別支援学級3（知的、情緒、言語） 教員定員4

(2) 設置部活動（日常教職員のもと活動している）

	バドミントン	野球	卓球	バレーボール	美術	音楽
顧問	2	2	2（1）	2	2（1）	2
3年	1	5	8	1	2	7
2年	5	3	3	7	2	0
1年	4	3	6	3	8	3

※休日（土・日・祝）活動状況

	バドミントン	野球	卓球	バレーボール	美術	音楽
4/8～4/30	3/8	6/8(大会1)	6/8(大会2)	5/8	0/8	0/8
5/1～5/31	2/13	9/13(大会4)	7/13	3/13	0/13	0/13
6/1～6/30	5/8(大会1)	8/8(大会4)	6/8(大会1)	4/8(大会1)	1/8	0/8
7/1～7/31	4/11(大会1)	6/11(大会2)	9/11(大会2)	4/11	0/11	0/11
8/1～8/31	2/8	6/8(大会6)	5/8(大会2)	4/8	0/8	0/8
9/1～9/30	3/10(大会1)	6/10	7/10(大会2)	2/10(大会1)	0/10	0/10
合計	19/58(3)	41/53(20)	40/53(11)	22/53(2)	1/53	0/53

※バドミントン、卓球、バレーボールの中体連の大会（後志・全道）は、平日開催

(3) 中体連（6月）参加部活動（日常は少年団等による指導）

	陸上	サッカー	アルペンスキー	ノースカントリースキー	水泳	
3年	2	1	2	0	0	
2年	0	4	0	0	0	
1年	5	2	3	1	1	

(4) 部活動、少年団以外の活動

	余市シニア	泊SC	FC伊達	B&J	無所属	
3年	0	3	0	0	7	
2年	1	4	0	1	3	
1年	0	1	1	2	4	

(5) ニセコ中学校の部活動に係ること

- ・部活動数の削減
- ・部活動の在り方に準ずる校内規定づくり
- ・休日部活動の方向性と地域との問題意識の共有
- ・教職員の働き方改革の順守

(6) 部活動指導員の状況

①卓球部 1 名

	5月	6月	7月	8月	9月
平日	2 時間/1 日	27 時間/7 日	9 時間/4 日	26 時間/4 日	
休日		14 時間/3 日	17 時間/4 日	16 時間/2 日	

- ・パートタイム会計年度任用職員
- ・平日 2 時間、土日祝 3 時間以内
- ・時給 1,478 円

(7) ニセコ町立ニセコ中学校部活動基本方針

1 基本的な考え

- ・部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき計画的に実施する。
- ・全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら学校全体の教育活動として、適切な部活動運営を図っていく。
- ・教師が部活動指導に過度の負担を感じることなく、健康で生き生きとやりがいをもって勤務し、日常の学習指導が支障なく行われるために、部活動が合理的でかつ効率的・効果的に行われることを留意する。

2 国や北海道等の動向

- ・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁 H30.3）
- ・文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁 H30.12）
- ・北海道の部活動の在り方に関する方針（道教委 H31.1）
- ・ニセコ町立学校における「部活動の在り方に関する方針」（ニセコ町教育委員会 R3.3）

3 令和 4 年部活動に向けての本校の活動方針

(1) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ①体罰や暴言等の禁止
- ②科学的見地等から顧問の理解と正しい知識の習得
- ③活動計画及び実績をもとに ROPDCA サイクルの実施と工夫改善
※R(調査)・O(目標)・P(計画)・D(実施実行)・C(点検評価)・A(処理改善)
- ④顧問の役割

【管理面】

- ・活動前後における生徒の健康観察
- ・担任、養護教諭との情報共有と怪我等の場合の保護者への連絡
- ・管理職への連絡体制
- ・活動用具や練習場所の安全点検

【指導面】

- ・部活動目標、指導方針、出場試合、練習内容や方法についての生徒・保護者への伝達
- ・生徒、保護者とのコミュニケーション

- ・合同チームは他校との連携
- ・保護者への一層の協力依頼（協会主催大会等の選手送迎手段の確保）※教員自家用車厳禁

⑤練習環境

- ・小学生、高校生との練習は原則禁止。ただし、少年団活動や高校の部活として合同で実施する場合は可

(2) 部活動の休業日の設定

- ① 活動時間 ・平日 2 時間程度 ・休業日は 3 時間程度とする
- ② 休業日 ・平日は少なくとも 1 日（基本木曜日） ・週末はいずれか 1 日以上
※週末に大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替える
※定期テスト・学力テスト前は、別に定める規程により部活動を行わない

③ 学校閉庁日による部活動休止

8 月 10 日～8 月 15 日 12 月 29 日～1 月 5 日

④ 活動期間

夏時間は 18 時 00 分まで、冬時間（10 月から）は 17 時 00 分まで

4 各部は、部活動基本方針に沿って、部活動年間計画・月別計画を立案する

- ・必須内容 出場・参加大会を明確にすること
- ・校外における活動がある場合は明確にすること
- ・合同チームの活動状況がわかるようにすること
- ・部活動年間計画と月別計画は保護者と情報を共有する。

5 部活動に係わる相談・要望窓口

- ・相談・要望窓口…教 頭

(8) 運営計画

ねらい

- ① 生徒と教師及び生徒相互における部活動を通し、生徒一人ひとりが自分の目標を持ち、その目標を目指して努力することにより、その特性・能力を伸長させる。
- ② 部活動における全ての機会と場面において、挨拶をはっきりと明るくできるとともに感謝の心と態度を養う。
- ③ 生徒指導の大切な一場面とし、生徒個々及び集団としての良さに気付かせる。

部活動の種類・対象・担当者（予定）

部 名	対象	担 当 者	部 名	対象	担 当 者
バドミントン	男女		卓 球	男女	
バレーボール	女(男)		音 楽	男女	
野 球	男女		美 術	男女	

※ 開設していない競技（サッカー・陸上・剣道・柔道・水泳・スキー等）に関しては、中体連関係のみ大会参加希望者を募り、引率する。また、引率については開催場所や日程等を考慮して決定をする。（※必要に応じて、部活動担当者会議を開くこととする。）

具体的事項

① 活動日・場所（夏季）

	月	火	水	木	金
総合体育館	隔週で室内運動部をローテーション				
中学校体育館	バドミントン・バレー・卓球				
音楽室	音楽部	音楽部	音楽部	休養日	音楽部
美術室	美術部	美術部	美術部		美術部
野球場	野球部	野球部	野球部		野球部

基本的には4日間（諸会議のある木曜日は休養日）の活動とし、担当者の裁量に任せる。

- * 土・日曜、祝日については、毎月係で希望調査及び調整をする。
- * 総合体育館の使用については係で申請する。（土日の使用については顧問が行う）
- * 冬季（降雪期）の活動日・場所については別途調査及び調整をする。
- * 夏・冬・春休み中の練習については、別途希望調査用紙に記入して調整する。
- * 平日は、木曜日を休養日とする。
- * 土日についても、週1度は休養日を設ける。

（大会等が直近にある場合は活動しても良いが振替を設けることとする）

② 活動時間

月～金	夏季（4月～9月）	17時50分まで
	冬季（10月～3月）	17時00分まで

③ 加入について

ア) 希望加入制とする。

イ) 基本的には一年間継続することとする。ただし、不適応などの理由で転部・退部を希望する場合には教育的配慮をする。

ウ) 申し込み期間

○2, 3年生は4月11日（月）、1年生は4月28日（木）迄とする。

○1年生の見学期間は4月27日（水）迄の日程で見学する。入部届けを出した翌日より活動をして良い。

エ) 4月29日（金）放課後に部活動設置会議（部員及び顧問）を行い、一年間の活動目標や活動の見通しを持たせる。（年間計画の確認）

④ 留意事項

ア) 部活動は基本的には学級・生徒会活動が終わってからとするが、16:40には部活動できるように配慮する。

イ) 基本的には個人用の用具、消耗品は自己負担とする。

ウ) カバン類は活動場所に持っていく。

エ) 総合体育館の使用申請書については、毎月係の方で提出する。

オ) 大会等でバスが必要な場合は教頭・事務と連絡、調整をする。

カ) 校内での活動については、危険な場所での活動を避ける。（廊下での活動の際）

キ) 大会参加の際も金銭を持ってきての飲み物等の購入は原則認めない。（学校に金銭を持ってこないことと同様とする）

⑤ 確認事項

ア) 原則として新しい部活の設置は行わない。

イ) 部活動費及び部活動後援会費について徴収する。

ウ) 開設していない競技（サッカー・陸上・剣道・柔道・水泳・スキー等）の大会に参加したい場合は、中学校体育連盟主催大会に限り引率をする。（ただし、その協会・少年団の指導者のもとで日常的に練習をしていることを条件とし、陸上については全校に参加者を募り、自主的な練習での参加を可能とする）

エ) 転部及び退部については、三者（生徒・保護者・学校）で相談のうえ、どの学年においても認める。ただし、なるべくそのようなことにならないようにしっかりとした見通しを持たせ、一年間所属する部を決定させる。

オ) 部活動の掛けもちを認めない。（上記ウのサッカー以外は認める）

カ) 休部期間が2年続いた場合は廃部とする。（バスケットボール部については廃部）

『次の条件に該当する部活動は、休部となる』

①団体競技（野球・バレーボール）については、大会出場人数に満たないとき休部とする。※ただし、近隣学校との合同チーム（北海道中学校体育連盟登録）が認められる場合は、その限りではない。競技人口の減少に伴い、近隣学校との合同チームができない場合は活動の休止もあり得る。

②個人競技（バドミントン・卓球）については、団体戦に参加可能な人数に満たないときは休部とする。ただし、男女どちらかが団体戦に参加可能な人数を満たしていれば、男女それぞれの入部を認める。

③文科系部活動（美術・音楽）は3名に満たないとき休部とする。ただし、継続入部希望の生徒がいる場合には配慮していく。

(9) 今後の予定

・ニセコ中学校部活動基本方針及び運営計画の見直し作業（～12月）

・小学生への説明（1月：体験入学、保護者説明会）

・部活動活動実績報告、部活動会計監査、勤務時間等調査報告（年度末）